平成 25 年 4 月 1 日

各　位

会　社　名　　佐藤食品工業株式会社
代 表 者 名　　代表取締役会長兼社長　佐藤　仁一
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　２８１４）
問い合せ先　　執行役員管理部長　上田　正博
電 話 番 号　　０５６８－７７－７３１６

# 当社に対する訴訟（控訴）の判決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 9 日付プレスリリース「当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社が提起いたしました、当社の元取締役に対する損害賠償請求訴訟につきまして、和解勧告に応じなかった被告 4 名のうち、2 名に対する当社の請求を全面的に認める旨の第一審判決が名古屋地方裁判所より言い渡され、この被告 2 名から、同判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴の提起がなされておりましたが、今般、同裁判所より当該控訴をいずれも棄却する旨の判決が言い渡され、本日判決正本が送達されましたので、お知らせいたします。

記

１．判決のあった裁判所及び年月日
名古屋高等裁判所　平成 25 年 3 月 28 日

２．控訴を提起した者
当社元取締役　菊池　渡　氏
当社元取締役　山村　友幸　氏

３．訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯
当社は、平成 20 年 4 月、株式会社 J ファクターが発行する無担保社債（社債総額 50 億円。同年 12 月 5 日付一部償還後の社債元本残額 40 億円。以下「本社債」といいます。）を引き受け、また、平成 21 年 1 月、株式会社ＳＦＣＧが発行するコマーシャルペーパー（エンド受渡金額 15 億円。以下「本 CP」といいます。）を引き受けましたが、本社債及び本 CP について回収不能のおそれが生じたことにより、平成 21 年 3 月期決算において、本社債及び本 CP の元本残額約 55 億円を特別損失として計上しました。
当社は、本社債及び本 CP の回収不能による損害につき、当社の元取締役 6 名（以下「被告ら」といいます。）に取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反があったことを理由に、平成 21 年 11 月 11 日、被告らに対して、当該損害額である約 55 億円の一部及びこれに対する訴状送達日の翌日から年 5 分

の割合による遅延損害金を請求する旨の訴訟を名古屋地方裁判所に提起いたしました。

その後、平成 23 年 11 月 24 日、証人尋問・和解勧告等の手続を経て、和解勧告に応じなかった被告 4 名のうち、2 名に対する当社の請求を全面的に認める旨の第一審判決が名古屋地方裁判所より言い渡されましたが、この被告 2 名から、平成 24 年 3 月 9 日、同判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴の提起がなされており、今般、同裁判所より判決が言い渡されることとなりました。

4．判決の内容

（1）本件控訴をいずれも棄却する。

（2）控訴費用は控訴人らの負担とする。

5．今後の見通し

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

以上